

平成 21 年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成 22 年 4 月

担当部局：地球環境局

施策名：（施策 1）地球温暖化対策の推進

施策体系：（目標 1－2）森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保

評価結果の概要

【達成の状況】

2009 年 5 月に条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、条約事務局に京都議定書に基づく吸収量を報告した。

【必要性】

京都議定書に定められた温室効果ガス 6%削減約束を確実に達成するため、1,300 万炭素トン(3.8%)を上限に認められている、我が国の森林の温室効果ガス吸収量を確実に確保する必要がある。

【有効性】

最新の科学的知見にもとづいて、森林における温室効果ガス吸収量の算定方法を検討することにより、土地転用に伴う土壌炭素ストック変化や、農地土壌への石灰施用に伴う CO2 排出などに関する算定方法に改善が見られた。

【効率性】

森林吸収源について、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則して、適切に吸収源を算定することができた。なお、森林保全は地球温暖化防止に加え、国土の保全、水源のかん養、生物多様性保全等の森林の公益的機能の向上に資するものである。

【今後の展開】

○我が国の森林の温室効果ガス吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量 1,300 万炭素トン(3.8%)を確保するため、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則し、平成 20 年 5 月、土地利用、土地利用変化及び林業分野に係る試行的な条約インベントリ報告書を条約事務局へ提出するとともに、第1約束期間(平成 20～24 年)に向けて、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の構築に向けた検討を引き続き行う。

【達成すべき目標、指標、目標年度、実績値等】

指標の名称及び単位		①温室効果ガスの吸収量[CO ₂ 換算トン]						
指標年度等		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標	①	3,540 万	3,790 万	4,070 万	4,400 万	集計中	H20～24 年度の平均	4,767 万
目標を設定した根拠等		基準年	—		基準年の値	—		
		根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定、平成 20 年 3 月全部改定)					